

お 礼

■寄付

次の方々より、寄付がありました。
紙上をかりて厚くお礼申し上げます。
(敬称略)

- ◆長万部町社会福祉協議会へ
 - ・鷲山幸智子(曙町) 30,000円
(香典返しに替えて)
 - ・匿名(平里) 2,000円
(社会福祉資金に)
 - ・匿名 2,000円
(社会福祉資金に)
 - ・青沼 順一(国縫) (物品寄付)
(ペットボトルキャップ4.2kg、
リングプル9.2kg)
- 【愛情銀行経由寄付】
 - ・商工会青年部(本町) 44,125円
(青少年健全育成推進協議会へ指定
寄付)
- ◆長万部長愛会・慈恵園へ
 - ・長万部大正琴サークル 10,000円
(一般寄付金として)
 - ・高村 信男(栄原) 物品寄付
- ◆デイサービスセンターへ
 - ・中居キヨ子(高砂) 30,000円
(一般寄付金として)
 - ・鷲山幸智子(曙町) 50,000円
(一般寄付金として)

生 活

■ハチの巣にご注意を

自宅に蜂の巣ができてしまったら、
蜂の巣がスズメバチのものであった
場合や、巣が大きくなってしまっ
ている場合、自力の駆除は避けてく
ださい。特にスズメバチは非常に危険
です。

このような巣を発見したら、速や
かに町民課生活環境係にご連絡く
ださい。担当職員が駆除に伺います。

【お問い合わせ先】

町民課生活環境係 (☎2-2453)

■タクシー料金助成券の交付について

交付対象者の方には、申請書類を
送付していますが、まだ手続きが済
んでいない方がおります。

早期に保健福祉課福祉係窓口で交
付手続きを行ってください。

申請書を紛失していても窓口で発
行いたします。

▶手続きに必要なもの

- ・印かん ・申請書
- ・障がい者の方は身体障がい者手
帳または療育手帳

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係 (☎2-2454)

■函館弁護士会無料法律相談

函館弁護士会では、八雲町で法律法
律相談を行っています。

予約制・先着順なので事前に函館弁
護士会までご連絡ください。

▶日時 8月10日(金)・24日(金)
13:00~16:00 (各相談時間30分)

▶場所 はびあ八雲

【お問い合わせ先】

函館弁護士会 (☎0138-41-0232)

求 人

■介護認定調査員募集

町では、介護保険の認定調査に従
事する方を募集します。

応募される方は、関係書類を提出
してください。

▶業務内容

要介護認定等の申請に基づいて
高齢者の自宅や入院先などを訪問
し要介護認定調査を実施します。
調査した内容を「認定調査票」
に記載して町に提出します。

▶資格等

次に掲げる項目の全てを満たす
方

- ①保健・福祉・医療に関する資格
を有する方
- ②介護サービスを提供する事業所
に所属していない方
- ③認定調査員研修を受講している
方

▶募集人数 若干名

▶報酬 1件あたり4,000円

▶提出書類

履歴書又は身上書
(市販用紙可。要写真添付)
・保健・福祉・医療に関する資格
を有することが証明できる書類
の写し

▶選考方法 書類選考により決定

【連絡・お問い合わせ先】

保健福祉課介護障がい者支援係
(☎2-2454)

■臨時保育士募集

町では、町立さかえ保育所で保育に
従事する臨時保育士を随時募集して
います。

応募される方は下記までお問い合
わせください。

【お問い合わせ・申込先】

町立さかえ保育所 (☎2-4006)



相 談

■年金相談

厚生年金・国民年金等の相談

▶日時 8月7日(火)・9月4日(火)
①10:30~12:00 ②13:00~15:30

▶場所 役場2階会議室

※3日前までに町民課戸籍医療年金
係に要予約 (☎2-2453)

※枠に限りがございますので、ご承
願います。

※相談月の2ヶ月前から予約を受け
付けております。(30年10月分の
事務相談は8月から予約受付開始)

■身体障がい者相談

身体障がいのある方の悩み相談

▶日時 8月7日(火) 13:30~15:30

▶場所 役場1階相談室

◎身体障がい者相談員

菅野 文夫 (☎2-3483)

■行政相談

身近な話題で、行政にご要望はあり
ませんか?

▶日時 8月16日(木) 13:00~15:00

▶場所 役場2階小会議室

◎行政相談委員

小野 幸子 (☎2-2165)

■人権相談

人権問題・家庭問題などの悩みはあ
りませんか?

電話等で相談に応じています。

◎人権擁護委員

井上 正範 (☎2-5325)

石垣 聖子 (☎2-2351)

小野 雄二 (☎2-2165)

=人権擁護委員の紹介=

7月1日付けで、石垣
聖子(いしがせいこ)
さんが法務大臣から人
権擁護委員として再委
嘱発令(3期目)されま
した。皆さんよろしくお
願いします。



■登記・法律無料相談

毎月1回、函館司法書士会から司法
書士が派遣されて、不動産や会社の登
記、金銭、財産、遺言、後見人および
訴訟等の無料相談を開設しています。

▶日時 8月16日(木) 13:00~15:00

▶場所 役場会議室

◎相談員

井上正範司法書士(長万部町)

【お問い合わせ先】

税務課 (☎2-2452)

■ 8月の優良運転者講習

▶日時 8月16日(木) 18:30～
▶場所 福祉センター
ご注意 長万部町で講習を受ける場合は、必ず事前に八雲警察署で手続きを行ってください。

■ ガス・上下水道の検針日

8月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。
15日(水) 16日(木) 17日(金) 20日(月)

■ ガス料金表 (税抜額)

区分	基本料金
	調整単位料金(m ³)
A群0～13m ³	1,050円
	383円07銭
B群14～57m ³	1,700円
	328円97銭
C群58m ³ 以上	4,500円
	277円77銭

■ 老人福祉センター休館日

8/2(木)・8/9(木)・8/12(日)
8/16(木)・8/23(木)・8/30(木)

■ 災害義援金募集のお知らせ

みなさまのご支援をお願いします!

- ◎東日本大震災義援金
受付期間：平成31年3月31日まで
3,568,853円 (7/20現在)
 - ◎平成28年熊本地震災害義援金
受付期間：平成31年3月31日まで
599,734円 (7/20現在)
 - ◎九州北部地方大雨災害義援金
(平成29年7月5日からの大雨災害)
受付期間：平成30年9月28日まで
85,331円 (7/20現在)
 - ◎平成30年大阪府北部地震災害義援金
受付期間：平成30年9月28日まで
34,108円 (7/20現在)
 - ◎平成30年米原市竜巻災害義援金
受付期間：平成30年9月28日まで
1,829円 (7/20現在)
 - ◎平成30年西日本豪雨災害義援金
(平成30年7月豪雨災害)
受付期間：平成30年12月31日まで
30,100円 (7/20現在)
- ※上記の各義援金の金額は窓口および募金箱の合計金額です。
- ◎受付窓口 保健福祉課(☎2-2454)
(日本赤十字社長万部町区分)

■ 今月の納期(町税・保険料)

道・町民税 第2期
国民健康保険税 第3期
介護保険料 第2期
後期高齢者医療保険料 第2期

▶納期限 **8月31日**◀

町税や保険料の納付は便利な口座振替の利用をおすすめします。

■ 原爆犠牲者に黙とうを

広島に恐ろしい原爆が投下されてから73年目になります。

原爆犠牲者のご冥福をお祈りし、追悼のサイレンを次の日時に鳴らしますので、1分間の黙とうを捧げましょう。

《サイレン吹鳴日時》

8月6日(月) 8:15より1分間
※火災と間違わないようご注意ください。

■ おしま農業のお仕事フェアの開催

渡島総合振興局では、農業に目を向けてもらうことを目的に、管内市町村等による就農相談や地域農業に関する情報提供するイベントを次の日程で開催します。

農業に興味がある方、パートを探している方などお話だけでもしてみませんか?ぜひお待ちしております。

▶**フェア内容**
就農相談やパネル展示、従業員募集情報など

▶**日時**
8月26日(日) 13:00～15:00

▶**場所**
新函館北斗駅1階 ほっとギャラリー
(北斗市市渡1丁目1番1号)

▶**出展者**
長万部町ほか管内市町等

▶**参加料** 無料

【お問い合わせ先】
渡島総合振興局産業振興部農務課
(☎0138-47-9492)

■ 脳に損傷を受けた当事者や家族の悩みを聴く2018年相談会

交通事故や怪我、脳卒中などで脳に損傷を受けると、記憶力や注意力の低下、言語等に障がいを持ち、日常生活に支障をきたす「高次脳機能障がい」となる可能性があります。見た目にはわかりにくいいため、周囲の理解を得ることが難しく、以前との変化に家族や周囲の方が対応に戸惑うことがあります。

ご本人やご家族、支援関係者を対象に相談会を開催しますので、お気軽にご相談ください。

▶**日時**
8月30日(木) 13:30～15:30

▶**場所**
八雲保健所 (八雲町末広町120)

▶**対象者** 高次脳機能障がい、またはその疑いがある方、家族、支援者

【主催・お問い合わせ先】
脳外傷友の会コロポックル道南支部
(☎0138-22-6188)

後援：北海道八雲保健所

■ ゴミ収集時間変更のお知らせ

お祭りやお盆期間中は、交通渋滞が予想されます。

ゴミの収集時間を次のとおり変更しますので、ご協力をお願いします。

▶**収集時間の変更期間**
8月9日(木)～8月16日(木)
※土・日曜日は収集しません。

▶**ゴミ出し時間**
午前7時までに出してください。

★**ゴミを出す時の注意**

▶ゴミは指定区分ごとに必ず分別して出しましょう。

▶町指定のゴミ袋以外でゴミを出した場合や、分別がなされていないゴミ袋は収集しません。

▶生ゴミは、水切を行い、カラスやキツネに散乱されないよう、ポリ容器等に入れて出しましょう。

▶ゴミは、指定されたゴミステーションに出しましょう。

▶ゴミの不法投棄や野焼きは、法律で禁止されています。罰則は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはこの併科(法人の場合は3億円以下の罰金)になります。

＝混ぜればゴミ分ければ資源＝

資源ゴミへの分別と生ゴミの水切りで、ゴミ減量化のご協力をお願いします。

夏場を迎えると、飲料水の消費量が増え、缶やビン、ペットボトルのゴミが多くなります。分別へのご協力をお願いいたします。

特にペットボトルに関しては、キャップとラベルを外して出すようにしてください。

【お問い合わせ先】
町民課生活環境係 (☎2-2453)



■ 北方領土返還要求署名コーナー設置

北方領土返還要求運動強調月間中は、役場1階ロビーに北方領土返還要求署名コーナーを設置してありますので、役場へお越しの際は、ぜひ署名をお願いいたします。

《運動強調月間》
8月6日～8月31日

【お問い合わせ先】
まちづくり新幹線課 (☎2-2450)